

令和元年度機動調査結果（北海道大学）

令和元年10月25日
公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

1. 目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）第7節に定める機動調査は、緊急・臨時の案件が発生した場合に機動的に対応し、当該案件の関係機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握することを目的として実施するものである。

2. 調査対象・内容等

[調査対象]

○ 北海道大学

○ 同大学は、平成26年度履行状況調査の結果、ガイドラインに基づく体制整備に未履行はないと判断された。しかしながら、令和元年8月に提出された研究費の不正使用に係る最終報告書において、非常勤雇用者の勤務状況等の雇用管理が研究室任せになっていた、用務の実在が確認出来ない出張関係書類で旅費精算処理を行っていたなど、機関の管理体制の運用に不備があったとされていたため、その重大性に鑑み、不正事案に係る再発防止策の実施状況を中心に、改めて同大学におけるガイドラインに基づく体制整備・運用状況について把握するため、機動調査を実施した。

[調査内容]

○ 機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について、不正事案に係る再発防止策の実施状況を中心に、以下の調査の観点に基づき把握した。

[調査の観点]

- ① 非常勤雇用者の勤務状況確認等の業務については、研究室任せにならず、事務部門の牽制が働いているか
- ② 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施しているか、教育効果をどのように把握しているか、教育内容はどうなっているか
- ③ 内部監査にて、過去3年間同様の指摘が繰り返されている原因を把握しているか
- ④ 監事はどのように内部監査室と連携しているか、大学をモニタリングしているか
- ⑤ 不正防止計画の適切な実施、確認、見直しを行っているか
- ⑥ その他ガイドラインに基づく体制整備等自己評価チェックリスト項目の対応状況

[調査体制・方法]

○ 「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）において、所要の調査審議を実施した。

- 機関が提出した最終報告書、過去3年間の内部監査結果及び機動調査事前質問事項の回答に基づき、「書面調査」及び「現地調査」を実施した。

3. 調査経過

平成31年3月26日	有識者会議 機動調査の実施方針の審議・決定
5月15日～	書面調査
9月11日	現地調査
10月25日	有識者会議 機動調査結果の審議・決定

4. 調査結果の総合所見

- 北海道大学については、平成26年度履行状況調査により、既にガイドラインに基づく公的研究費の管理・監査体制の整備がなされていることを確認しており、本機動調査においても、責任体系の規定、不正防止計画の策定、「研究活動に関するハンドブック」等の作成など、所要の体制は整備されていることを確認した。
- 令和元年8月に北海道大学から提出された最終報告書に係る不正事案は、虚偽の出勤簿に、学生に押印させ、学生に支給された給与を回収し、私的流用していたものであり、不正行為者の公的研究費の使用に対する規範意識の欠如が原因であった。また、機関の管理体制の運用においても、短期支援員等の雇用管理について、学生に対し事務部から直接、労働条件等の説明を行うルールが形骸化し、大多数の部局等において研究室任せとなっていたなど、第三者からの実効性のあるチェックが働くシステムが適切に運用されていない部分があった。
- 本事案に係る再発防止策については、上記の運用を改善することを含めて、「教職員に対するコンプライアンス教育」、「学生に対するコンプライアンス教育」、「研究費使用ルール等の周知の徹底」、となっており、実施計画を策定し順次実施していることを確認した。
- また、内部監査における指摘事項は、不正使用防止計画に基づき再発防止にかかる措置等の検討を行うとともに、複数年度にわたり同様の指摘等が繰り返されていることについては、改善に向け継続的に注視するなど、不正使用防止計画の実施状況及び内部監査の実施状況に関して、監査室と監事間で情報共有し、対応していることを確認した。今後とも機関の実態に即して、不正が発生する要因を分析し重点的かつ機動的な監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図ることが必要である。
- 本機動調査の結果概要は以上のとおりであり、機関の管理体制の運用に不備があったため、履行期限を令和2年11月6日とする管理条件を付与するとともに、フォローアップ調査の対象として管理条件の履行状況をモニタリングすることとする。
- 今回の不正事案（カラ給与）に対する再発防止策を確実に実施することも含め、「監査・モニタリングの充実に係る取組」、「監事との連携強化」など、公的研究費の管理・監査体制及び機関のガバナンス体制について不断の改善を図っていくことが求め

られる。

5. 機関に付与する管理条件

- 令和元年8月に最終報告書が提出された不正事案に対する再発防止策を含め、次の事項を確実に実施すること。
 - ・ 最高管理責任者は内部監査部門及び監事との連携を強化して、組織的牽制機能の充実に取り組むこと。
 - ・ 内部監査結果を構成員全員に周知すること。
 - ・ 再発防止策には、具体的な指標を設け取り組むこと。

6. 今後の取組

- フォローアップ調査の対象機関として、管理条件の履行状況について半年ごとに進捗状況の報告を求めて把握する。

- 調査の結果は、機関に通知するとともに、文部科学省ホームページで公表する。